（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　組込型保険契約　所得税法第七十六条第五項第一号に掲げる契約の内容と同条第七項第一号に掲げる契約の内容とが一体となって効力を有する一の保険契約をいう。

二　入院給付日額　治療を直接の目的として被保険者が病院又は診療所に入院したことに関し支払われる一日当たりの保険金又は給付金の額をいう。

三　保険料積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金をいう。

（介護医療保険契約等を主たる内容とする保険契約の範囲）

第二条　所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第一号に掲げる契約の内容を主たる内容とする保険契約として金融庁長官が財務大臣と協議して定めるものは、組込型保険契約（人の生存に関し一定額の保険金又は給付金を支払う保険契約を除く。）のうち、その保険契約において支払われる死亡保険金又は死亡給付金の額が次のいずれかに該当するものとする。

一　その保険契約において支払われる入院給付日額の百倍に相当する額を限度とするもの（入院の原因となる事由を制限するものを除く。）

二　その保険契約に係る保険料積立金の額又は保険契約者が既に支払ったその保険契約に係る保険料の累計額のいずれか大きい額を限度とするもの

三　がんに罹患したこと又は常時の介護を要する身体の状態になったことに基因してその保険契約において支払われる保険金又は給付金の額の五分の一に相当する額を限度とするもの

○金融庁告示第三十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の施行に伴い、並びに資産の流動化に関する法律施行規則第二十六条第二項第五号、第七十七条第二号イ及びロ並びに第九十一条第二号イ及びロの規定に基づき、特定目的会社が発行を予定する特定短期社債又は特定約束手形が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件（平成十二年金融庁告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　金融庁長官　三國谷勝範

前文中「第二十三号第二項第五号、第三十三条の十第二号イ及びロ並びに第三十九条第二号イ及びロ」を「第二十六条第二項第五号、第七十七条第二号イ及びロ並びに第九十一条第二号イ及びロ」に改める。

本則を次のように改める。

一　指定格付機関　株式会社格付投資情報センター
　格　付　a－1＋，a－1，a－2
二　指定格付機関　株式会社日本格付研究所
　格　付　J－1＋，J－1，J－2
三　指定格付機関　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
　格　付　P－1，P－2
四　指定格付機関　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ
　格　付　A－1＋，A－1，A－2
五　指定格付機関　フィッチレーティングスリミテッド
　格　付　F－1＋，F－1，F－2

○金融庁告示第三十八号

企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を指定する件（平成五年大蔵省告示第七十号）及び企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の四第五項第一号ホに規定する格付機関及び格付を指定する件（平成七年大蔵省告示第二百二十二号）は、平成二十二年四月一日をもって廃止する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第三十九号

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第百九十二条第二項第一号の規定に基づき、投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　金融庁長官　三國谷勝範

一　指定格付機関　株式会社格付投資情報センター
　格　付　a－1＋，a－1，a－2
二　指定格付機関　株式会社日本格付研究所
　格　付　J－1＋，J－1，J－2
三　指定格付機関　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
　格　付　P－1，P－2
四　指定格付機関　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ
　格　付　A－1＋，A－1，A－2
五　指定格付機関　フィッチレーティングスリミテッド
　格　付　F－1＋，F－1，F－2

○金融庁告示第四十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の七の三第六号及び証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第十三条第三号に規定する金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会は、日本証券業協会（昭和四十八年七月一日に社団法人日本証券業協会という名称で設立された法人をいう。）とし、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第四十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　金融庁長官　三國谷勝範

一　次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004／39／EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。）

イ　アイリッシュストックエクスチェンジ
ロ　ドイチェボース
ハ　ナスダックオーエムエックスストックホルム
ニ　ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクストパリ
ホ　ビーエムイースパニッシュエクスチェンジ
ヘ　ルクセンブルクストックエクスチェンジ
ト　ロンドンストックエクスチェンジ

二　アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第六条の規定により米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission）に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの

イ　ニューヨークストックエクスチェンジユーロネクスト
ロ　ナスダックオーエムエックス